

八十二ゆとりプラン

確定拠出年金

運用商品ガイド

八十二銀行 東京海上日動火災保険

'16.11 改定

本資料のご利用にあたって

本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令の規定に基づき、運営管理機関として、加入者の皆様が運用の指図を行うために必要な情報を提供するものです。商品提供会社または運用会社から提供された最新の情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性などについて運営管理機関が保証するものではありません。また、今後内容については変更される場合があります。

投資信託商品で償還条項がある場合、償還がなされると受益権が換金されることにより運営が行えなくなります。償還される場合には、概ね償還の一か月前までに償還期日、償還の理由、その他の運用商品に預け替える場合の手続き等を案内します。

本資料掲載の運用商品に関する実績データ等は、随時更新しています。最新の実績データ等は、東京海上日動401kホームページでご確認ください。

ご注意点

一覧表に記載している「売買順」は、加入者からの運用商品に関する売却指示以外の事務手続き上の理由（運用指図者期間中の手数料取崩し等）で資産を取り崩す場合の取崩し順および再買付け順です。※事務手続き上の理由から資産を取り崩す場合、運用商品の価格は日々変動するため、予め一定の割合で多めに資産を取り崩し、差額をあらかじめ買い付けるしくみとなっています。詳しくは弊社401kコールセンターまでお問い合わせ下さい。

東京海上日動401kコールセンター

(フリーダイヤル) 0120-719-401

受付時間：平日 午前9時～午後8時 土日 午前9時～午後5時

(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます)

MEMO :

運用商品一覧 および 選定理由

【運用商品の選定理由】

東京海上日動では専門的知見に基づき、過去の運用実績・格付け等の明確な指標に基づく定量評価、運用商品の取扱機関・運用会社の経営の健全性・リスク管理体制等の定性評価および運用商品組合せに要する費用等を総合的に勘案し、加入者の皆様のためにリスク・リターン特性の異なる下記の運用商品を選定しました。特に投資信託商品につきましては、高度な専門性を有する第三者評価機関の分析レポート等も参考としています。各運用商品の選定にあたって留意した特徴は以下のとおりです。

区分	商品コード	売買順	商品名	商品概要	
元本確保型商品	預金	00134	1	八十二銀行 自由金利型定期預金(M型) <スーパー定期>1年満期	<ul style="list-style-type: none"> ●預入れの都度、所定の預入期間に応じた金利を満期日まで適用する定期預金です。 ●満期時の元本と利息の支払は、八十二銀行が保証しています。 ●満期時に利息を元本に組み入れて、前回と同一期間の定期預金に自動継続します。 ●満期前の預替え(中途解約)の場合も元本は保証されます。
	保険	00059	17	東京海上日動のねんきん博士5年	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料払込みの都度、保証期間に応じた保証利率を保証期間満了まで上乗せする積立傷害保険です。 ●保証期間満了時に保証利率分を元本に組み入れて、同一期間の保険に自動継続します。 ●保証期間満了時の元本および保証利率分の支払いは、東京海上日動火災保険が保証します。制度上の支払い(老齢年金・老齢一時金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金・転職のための解約)時にも元本および保証利率分を保証します。 ●傷害事故で死亡した場合、死亡日の前月末残高に10%上乗せした金額を保険金として支払います。
		00060	18	東京海上日動のねんきん博士10年	

以下の投資信託商品は元本確保型商品ではありません。どの運用商品も元本割れする可能性があります。

区分	商品コード	売買順	商品名	商品概要		
投資信託商品	国内債券	バッシブ型	00954	2	東京海上セレクション・物価連動国債	<ul style="list-style-type: none"> ●主に日本の物価連動国債に投資します。 ●将来のインフレリスクを回避することにより実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保を目指します。
		アクティブ型	00267	3	東京海上セレクション・日本債券	<ul style="list-style-type: none"> ●主に日本の債券に投資します。 ●ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
	外国債券	アクティブ型	00050	4	東京海上セレクション・外国債券	<ul style="list-style-type: none"> ●主に外国の国債に投資します。 ●ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
	国内株式	バッシブ型	00760	5	三菱UFJ インデックス225オープン(確定拠出年金)	<ul style="list-style-type: none"> ●三菱UFJインデックス225マザーファンド受益証券を通じて、主にわが国の株式に投資を行います。 ●ベンチマークに連動する投資成果を目指します。
			00052	6	東京海上セレクション・日本株TOPIX	<ul style="list-style-type: none"> ●東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、ベンチマークとの連動性を考慮し組入れを行います。 ●ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
		アクティブ型	00056	7	東京海上セレクション・日本株式	<ul style="list-style-type: none"> ●主に日本法人の株式に投資します。 ●中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
	外国株式	アクティブ型	00058	8	東京海上セレクション・外国株式	<ul style="list-style-type: none"> ●主に外国の株式に投資します。 ●ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
	バランス	アクティブ型	01544	9	野村DC運用戦略ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外(新興国を含む)の株式・公社債、国内外の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。 ●世界の様々な指標の動きを分析し、リスク水準を一定範囲内に抑えつつ効率的に収益を確保することを目指して運用を行います。
			00135	10	マイストーリー・株25(確定拠出年金向け)	
			00136	11	マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。 ●定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資することを基本とします。 ●国内外の株式・債券の投資信託証券を主要投資対象とします。
00138			12	マイストーリー・株75(確定拠出年金向け)		
01535			13	東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)	<ul style="list-style-type: none"> ●主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ●当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。 	
00054			14	東京海上セレクション・バランス30		
00053			15	東京海上セレクション・バランス50	<ul style="list-style-type: none"> ●主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。 ●当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。 	
00057	16	東京海上セレクション・バランス70				

※商品に関する詳細については次ページ以降をご覧ください。

※売買順については表紙裏面の「ご注意点」をご確認ください。

MEMO:

自由金利型定期預金(M型) <スーパー定期> 1年満期

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続のスーパー定期（自由金利型定期預金）です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

1年（満期日は預入日の1年後の応当日です）

4. 商品提供金融機関

株式会社八十二銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は、市場金利の動向等に応じて毎日決定します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。（固定金利）

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組入れて前回と同一期間の自由金利型定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし1年を365日とする日数計算をもとに単利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間の自由金利型定期預金に自動継続します。なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率を適用します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ・解約時には、複数の定期預金（明細）を保有している場合、個別の定期預金（明細）を指定して解約することが可能です。
- ・特に指定がない場合は解約元金をご指定の金額に達するまで、次の順序で解約します。定期預金の内、解約処理時点で預入日から解約日までの期間が短い定期預金から順次解約します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
当資料は株式会社八十二銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士5年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

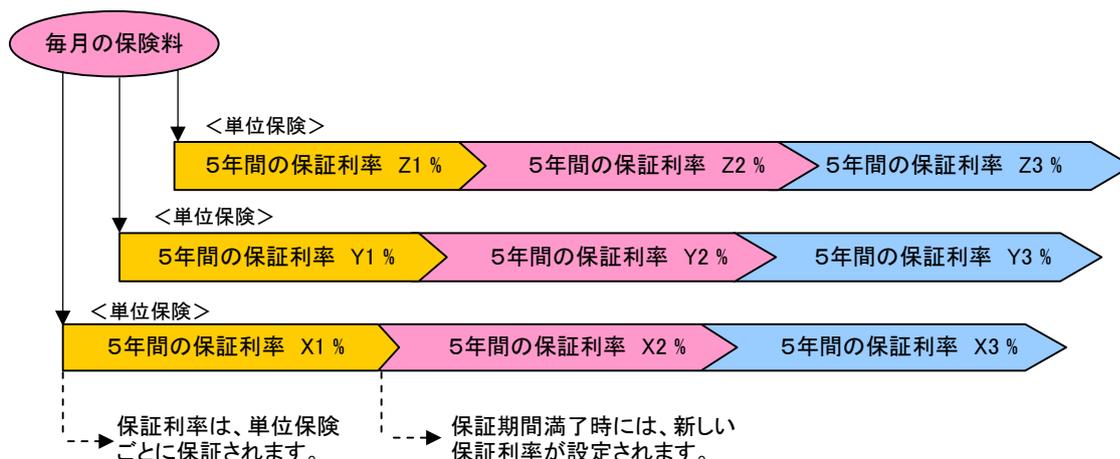
本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

- ① 毎月の拠出金(払込保険料)に対し「保証利率」が適用され、保証期間満了時等において利率保証がされている積立型の保険です。
- ② 各月の保険料に適用される保証利率は、市中金利に応じて毎月決定され、保証期間において保証されます。
- ③ 保証期間が満了した場合は、新たな保証利率が自動的に設定されます。
- ④ 保証利率を上回る運用成果があった場合、契約者配当金が加算されます。
- ⑤ 老齢給付金等の受給時や離転職等による移換で解約する場合、返れい金の額は、拠出金(払込保険料)に保証利率を上乗せした積立金残高となります。
- ⑥ 他の運用商品への預替え(スイッチング)のため解約する場合、解約控除が適用され、返れい金が元本(払込保険料)を下回ることもあります。
ただし、当該控除には、その時点での残高に対して5%の上限が設定されています。
- ⑦ ケガによる死亡の場合には、死亡日の前月末残高に10%上乗せした金額が保険金(死亡一時金)として支払われます。
※ 事故日の属する月以後に払込まれた保険料は積立金残高には含めず、その保険料相当額を返れいします。
※ 保険金が支払われる条件等については、後記「16.保険金の支払について」をご確認ください。
- ⑧ 保証期間満了前に受給可能年齢となる場合(例:55歳や60歳など)に関係なく、ご購入いただくことができます。
なお、保証期間満了前でも老齢給付金等の受給のために解約する場合は、解約控除は適用されません。
※ 解約控除が適用されるケース等については、後記「14.解約控除適用の有無」をご確認ください。

【毎月の契約と自動継続のイメージ図】

毎月の払込保険料に対し市中金利に応じた保証利率が設定され、利率保証期間(5年)に応じた契約を積上げていくイメージになります。



※ 保証利率の設定や、返れい金の計算は単位保険ごとに行われます。(後記「注1:単位保険について」を参照。)

※ 保証利率とは、契約管理等に係る諸費用が控除された後の実質利率です。

■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■ 本資料は東京海上日動火災保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士5年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

2. 保険の種類

確定拠出年金法及びその政省令に定める元本確保型の運用方法に該当する損害保険契約です。

3. 拠出単位/拠出限度額

- ・ 拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・ 毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込の一時中断も可能です。)
- ・ 他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

4. 保険期間

初回分保険料の入金があった月の翌月1日から給付の終了時まで。

5. 保証利率の設定/適用

- ・ 保証利率は、市中金利の動向を踏まえ、毎月設定されます。
- ・ 当月の保証利率は、当月1日から末日までの間に商品提供会社に入金された保険料に適用されます。

※保証利率は契約管理等にかかわる諸費用を予め差し引いた後の実質利率です。

6. 保証利率の適用期間

保証利率は5年間適用されます(期中で変更することはありません)。

7. 契約者配当金

- ・ 資産の運用が予定した利率を上回った場合に、保証期間が満了する月の初日に積立金残高に上乘せすることにより契約者配当金が支払われます。
- ・ 保証期間の満了以前に失効または解約された契約については、契約者配当金は支払われません。

8. 保証期間満了時の取扱い

- ・ 利率保証期間満了時における市中金利の動向を踏まえ、新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。
- ・ 新たに適用される保証利率は、次の利率保証期間満了時まで保証されます。

9. 持分の計算方法

- ・ 積立金は、元本に、保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・ 解約控除が適用される場合、積立金から解約控除額が差し引かれた金額が持分となります。

10. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・ 預替え(スイッチング)による解約は全部あるいは一部について随時可能です。
 - ・ 解約の際には、解約返れい金として持分額が支払われます。
 - ・ 預替え(スイッチング)時の市中金利と残存年数等に応じて解約控除が適用されることがあります。
- ※解約控除が適用される条件等については、後記「14. 解約控除適用の有無」をご確認ください。
- ・ 適用される解約控除額がそれまでの利息相当額を上回り、結果として受取金額が元本を下回ることがありますが、当該控除には、その時点での残高に対して5%の上限が設定されています。

※実際に解約の際のお受取金額等については、記録関連運営管理機関のWeb、コールセンターでご確認ください。

11. 中途退職時の取扱い

離転職などにより、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、その時点での積立金残高が移換されます。(解約控除はありません)。

12. 運用勘定

本商品は特別勘定を用いた商品ではありません。

13. 損失の可能性・セーフティネットの有無

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には90%を下回ることがあります。

また、引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合、補償割合は90%を下回ります。(平成22年3月1日現在)

詳細については「損害保険契約者保護機構: 問い合わせ先 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内) tel03-3255-1635」までお問い合わせ下さい。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険(株)が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士5年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社:東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

14.解約控除適用の有無

「解約の理由」が「預替え」の場合にのみ、解約控除が適用となります。

解約の理由	お受取方法	解約控除の適用
①老齢給付金の受け取り	分割年金・一時金	なし
②脱退一時金の受け取り	一時金	なし
③死亡一時金の受け取り	一時金	なし
④障害給付金の受け取り	分割年金・一時金	なし
⑤離転職等による移換	一時金	なし
⑥預替え	一時金	あり※

※ 金利上昇時に他の商品に預替えた場合は、預替え時の市中金利に応じて計算される解約控除(時価調整)が適用されることがありますので、お支払金額が元本(入金保険料・継続保険料)を下回ることがあります。

15.給付について

給付事由によって、下表の通り返れい金または、ケガによる死亡の場合に保険金が支払われます。

確定拠出年金制度上の取り扱い 給付事由		給付の種類	本商品での取扱い～返れい金等の種類
I 老齢		老齢給付金	返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)
II 障害		障害給付金	返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)
III 死亡	ケガ	死亡一時金	保険金(死亡日の前月末の積立金残高に10%上乘せした金額が支払われます。)
	病気等		返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)

※ 老齢給付金、障害給付金は年金または一時金で支払われます。

※ 老齢給付金、障害給付金を年金でお受け取りになる場合は、「積立金残高」の一部を取り崩して支払われます。

※ ケガによる死亡で死亡一時金が支払われる場合、事故日の属する月以後に払込まれた保険料は「積立金残高」には含めず、その保険料相当額を返れいします。

16.保険金の支払について

保険金が支払われる場合	保険金が支払われない主な場合
事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	①故意、重過失、自殺、犯罪または闘争行為によるケガ ②脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ③無資格運転または酒酔運転中のケガ ④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動等を原因とするケガ ⑤妊娠・出産・流産または外科的手術その他の医療処置 など

※ この保険はケガ(急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害)による死亡を対象とするものです。病気による死亡は保険金支払の対象になりませんのでご注意ください。

※ 病気による死亡を含め、保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、返れい金として死亡時点での積立金残高が支払われます。

※ 保険金が支払われない場合(免責条項)について、詳細は後記「注2:免責条項について」の通り。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士5年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

17.ご加入に当たってのご注意

(ご契約形態)

この保険契約は、確定拠出年金法に定める資産管理機関(以下「資産管理機関」といいます。)をご契約者とし、確定拠出年金法に定める加入者等を被保険者(保険の対象となる方)とします。

(死亡保険金のお支払先)

死亡保険金は商品提供会社から資産管理機関に支払われ、資産管理機関より被保険者の確定拠出年金法に定める遺族に確定拠出年金法に定める死亡一時金(の一部)として支払われます。

(ご契約の中途終了)

・死亡保険金が支払われた場合は当該被保険者に係る返れい金は支払われません。
・保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、その時点での積立金残高が支払われます。

(保険責任開始時期)

保険責任の開始日(初回入金日の翌月1日)より前に生じた事故については、保険金は支払われません。

(保険証券の発行)

この保険契約については、加入者毎に保険料領収証および保険証券の発行はされません。

(事故が発生した場合の手続き)

「保険金が支払われる場合」に該当する事故が発生した場合には直ちに商品提供会社もしくは運営管理機関にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金が支払われなくなることがありますのでご注意ください。なお、事故状況調査および保険金の請求等のために所定の書類を商品提供会社もしくは運営管理機関へご提出いただくことがありますのでご注意ください。

(入金)

保証利率の適用値、積立金残高の計算(保証期間の経過等)は、商品提供会社への入金を基準に行われます。

注1: 単位保険について

- 本商品では、仕組上、毎月の保険料入金に対応して独立した保険を設定します(これを“単位保険”と呼びます)。入金された掛金等(毎月の掛金、および、他の運用商品からの預替え金)は、新たに設定される単位保険の保険料として充当されます。
- 適用保証利率の設定や解約控除の適用は、単位保険ごとに行われます。したがって、加入者持分の積立金や解約返れい金は、保険料の入金時期に対応する単位保険ごとにまず計算され、各単位保険の計算結果を合計することによって求めます。
- 当月の保証利率は当月中に払い込まれた全ての保険料に適用され、翌月1日時点で当月の保証利率に基づく1ヶ月分の金利が付されることとなります。なお、保険責任の開始日は、初回分保険料の入金があった月の翌月1日からとなります。

注2: 免責条項について

次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金は支払われません。

- 保険契約者*1または被保険者の故意または重大な過失
- 保険金を受け取るべき者*2の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格*3を持たないで自動車を運転している間
 - 酒に酔った状態*4で自動車を運転している間
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*5
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質*6もしくは核燃料物質*6によって汚染された物*7の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9)から(11)までの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (11)以外の放射線照射または放射能汚染

*1 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*2 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*3 運転する地における法令によるものをいいます。

*4 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

*5 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

*6 使用済燃料を含みます。

*7 原子核分裂生成物を含みます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険(株)が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士10年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

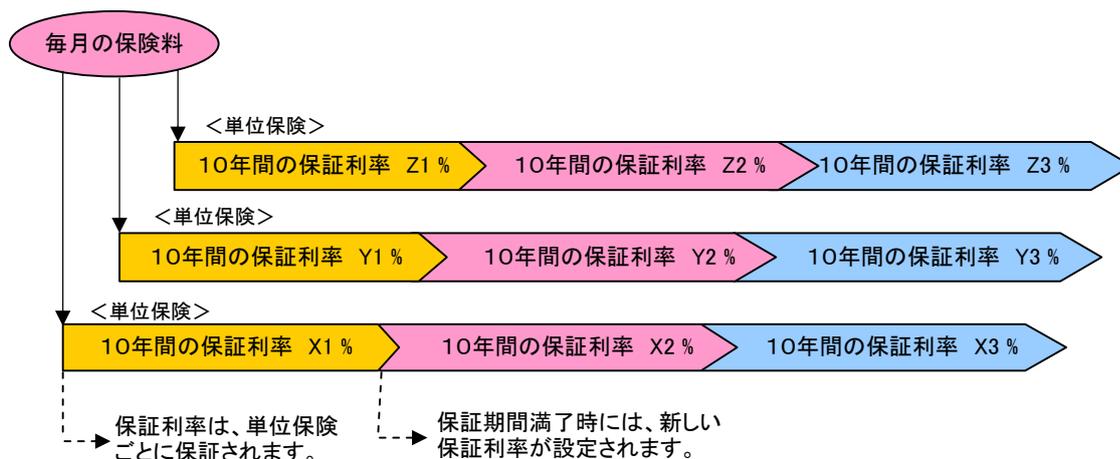
本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

- ① 毎月の拠出金(払込保険料)に対し「保証利率」が適用され、保証期間満了時等において利率保証がされている積立型の保険です。
- ② 各月の保険料に適用される保証利率は、市中金利に応じて毎月決定され、保証期間において保証されます。
- ③ 保証期間が満了した場合は、新たな保証利率が自動的に設定されます。
- ④ 保証利率を上回る運用成果があった場合、契約者配当金が加算されます。
- ⑤ 老齢給付金等の受給時や離転職等による移換で解約する場合、返れい金の額は、拠出金(払込保険料)に保証利率を上乗せした積立金残高となります。
- ⑥ 他の運用商品への預替え(スイッチング)のため解約する場合、解約控除が適用され、返れい金が元本(払込保険料)を下回ることもあります。
ただし、当該控除には、その時点での残高に対して10%の上限が設定されています。
- ⑦ ケガによる死亡の場合には、死亡日の前月末残高に10%上乗せした金額が保険金(死亡一時金)として支払われます。
※ 事故日の属する月以後に払込まれた保険料は積立金残高には含めず、その保険料相当額を返れいします。
※ 保険金が支払われる条件等については、後記「16.保険金の支払について」をご確認ください。
- ⑧ 保証期間満了前に受給可能年齢となる場合(例:55歳や60歳など)に関係なく、ご購入いただくことができます。
なお、保証期間満了前でも老齢給付金等の受給のために解約する場合は、解約控除は適用されません。
※ 解約控除が適用されるケース等については、後記「14.解約控除適用の有無」をご確認ください。

【毎月の契約と自動継続のイメージ図】

毎月の払込保険料に対し市中金利に応じた保証利率が設定され、利率保証期間(10年)に応じた契約を積上げていくイメージになります。



※ 保証利率の設定や、返れい金の計算は単位保険ごとに行われます。(後記「注1:単位保険について」を参照。)
※ 保証利率とは、契約管理等に係る諸費用が控除された後の実質利率です。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。
■本資料は東京海上日動火災保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士10年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

2. 保険の種類

確定拠出年金法及びその政省令に定める元本確保型の運用方法に該当する損害保険契約です。

3. 拠出単位/拠出限度額

- ・ 拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・ 毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込の一時中断も可能です。)
- ・ 他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

4. 保険期間

初回分保険料の入金があった月の翌月1日から給付の終了時まで。

5. 保証利率の設定/適用

- ・ 保証利率は、市中金利の動向を踏まえ、毎月設定されます。
- ・ 当月の保証利率は、当月1日から末日までの間に商品提供会社に入金された保険料に適用されます。

※保証利率は契約管理等にかかわる諸費用を予め差し引いた後の実質利率です。

6. 保証利率の適用期間

保証利率は10年間適用されます(期中で変更することはありません)。

7. 契約者配当金

- ・ 資産の運用が予定した利率を上回った場合に、保証期間が満了する月の初日に積立金残高に上乘せすることにより契約者配当金が支払われます。
- ・ 保証期間の満了以前に失効または解約された契約については、契約者配当金は支払われません。

8. 保証期間満了時の取扱い

- ・ 利率保証期間満了時における市中金利の動向を踏まえ、新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。
- ・ 新たに適用される保証利率は、次の利率保証期間満了時まで保証されます。

9. 持分の計算方法

- ・ 積立金は、元本に、保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・ 解約控除が適用される場合、積立金から解約控除額が差し引かれた金額が持分となります。

10. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・ 預替え(スイッチング)による解約は全部あるいは一部について随時可能です。
- ・ 解約の際には、解約返れい金として持分額が支払われます。
- ・ 預替え(スイッチング)時の市中金利と残存年数等に応じて解約控除が適用されることがあります。
※解約控除が適用される条件等については、後記「14. 解約控除適用の有無」をご確認ください。
- ・ 適用される解約控除額がそれまでの利息相当額を上回り、結果として受取金額が元本を下回ることがありますが、当該控除には、その時点での残高に対して10%の上限が設定されています。
※実際に解約の際のお受取金額等については、記録関連運営管理機関のWeb、コールセンターでご確認ください。

11. 中途退職時の取扱い

離転職などにより、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、その時点での積立金残高が移換されます。(解約控除はありません)。

12. 運用勘定

本商品は特別勘定を用いた商品ではありません。

13. 損失の可能性・セーフティネットの有無

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には90%を下回ることがあります。
また、引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合、補償割合は90%を下回ります。(平成22年3月1日現在)
詳細については「損害保険契約者保護機構: 問い合わせ先 千代田区千代田1-10-1 101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内)tel03-3255-1635」までお問い合わせ下さい。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険(株)が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士10年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社:東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

14.解約控除適用の有無

「解約の理由」が「預替え」の場合にのみ、解約控除が適用となります。

解約の理由	お受取方法	解約控除の適用
①老齢給付金の受け取り	分割年金・一時金	なし
②脱退一時金の受け取り	一時金	なし
③死亡一時金の受け取り	一時金	なし
④障害給付金の受け取り	分割年金・一時金	なし
⑤離転職等による移換	一時金	なし
⑥預替え	一時金	あり※

※ 金利上昇時に他の商品に預替えた場合は、預替え時の市中金利に応じて計算される解約控除(時価調整)が適用されることがありますので、お支払金額が元本(入金保険料・継続保険料)を下回ることがあります。

15.給付について

給付事由によって、下表の通り返れい金または、ケガによる死亡の場合に保険金が支払われます。

確定拠出年金制度上の取り扱い 給付事由		給付の種類	本商品での取扱い～返れい金等の種類
I 老齢		老齢給付金	返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)
II 障害		障害給付金	返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)
III 死亡	ケガ	死亡一時金	保険金(死亡日の前月末の積立金残高に10%上乘せした金額が支払われます。)
	病気等		返れい金(積立金残高を取り崩して支払われます。)

※ 老齢給付金、障害給付金は年金または一時金で支払われます。

※ 老齢給付金、障害給付金を年金でお受け取りになる場合は、「積立金残高」の一部を取り崩して支払われます。

※ ケガによる死亡で死亡一時金が支払われる場合、事故日の属する月以後に払込まれた保険料は「積立金残高」には含めず、その保険料相当額を返れいします。

16.保険金の支払について

保険金が支払われる場合	保険金が支払われない主な場合
事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	①故意、重過失、自殺、犯罪または闘争行為によるケガ ②脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ③無資格運転または酒酔運転中のケガ ④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動等を原因とするケガ ⑤妊娠・出産・流産または外科的手術その他の医療処置 など

※ この保険はケガ(急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害)による死亡を対象とするものです。病気による死亡は保険金支払の対象になりませんのでご注意ください。

※ 病気による死亡を含め、保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、返れい金として死亡時点での積立金残高が支払われます。

※ 保険金が支払われない場合(免責条項)について、詳細は後記「注2:免責条項について」の通り。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上日動のねんきん博士10年

利率保証型積立傷害保険

商品提供会社: 東京海上日動火災保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

17.ご加入に当たってのご注意

(ご契約形態)

この保険契約は、確定拠出年金法に定める資産管理機関(以下「資産管理機関」といいます。)をご契約者とし、確定拠出年金法に定める加入者等を被保険者(保険の対象となる方)とします。

(死亡保険金のお支払先)

死亡保険金は商品提供会社から資産管理機関に支払われ、資産管理機関より被保険者の確定拠出年金法に定める遺族に確定拠出年金法に定める死亡一時金(の一部)として支払われます。

(ご契約の中途終了)

・死亡保険金が支払われた場合は当該被保険者に係る返れい金は支払われません。
・保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、その時点での積立金残高が支払われます。

(保険責任開始時期)

保険責任の開始日(初回入金日の翌月1日)より前に生じた事故については、保険金は支払われません。

(保険証券の発行)

この保険契約については、加入者毎に保険料領収証および保険証券の発行はされません。

(事故が発生した場合の手続き)

「保険金が支払われる場合」に該当する事故が発生した場合には直ちに商品提供会社もしくは運営管理機関にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金が支払われなくなることがありますのでご注意ください。なお、事故状況調査および保険金の請求等のために所定の書類を商品提供会社もしくは運営管理機関へご提出いただくことがありますのでご注意ください。

(入金)

保証利率の適用値、積立金残高の計算(保証期間の経過等)は、商品提供会社への入金を基準に行われます。

注1: 単位保険について

- 本商品では、仕組上、毎月の保険料入金に対応して独立した保険を設定します(これを“単位保険”と呼びます)。入金された掛金等(毎月の掛金、および、他の運用商品からの預替え金)は、新たに設定される単位保険の保険料として充当されます。
- 適用保証利率の設定や解約控除の適用は、単位保険ごとに行われます。したがって、加入者持分の積立金や解約返れい金は、保険料の入金時期に対応する単位保険ごとにまず計算され、各単位保険の計算結果を合計することによって求めます。
- 当月の保証利率は当月中に払い込まれた全ての保険料に適用され、翌月1日時点で当月の保証利率に基づく1ヶ月分の金利が付されることとなります。なお、保険責任の開始日は、初回分保険料の入金があった月の翌月1日からとなります。

注2: 免責条項について

次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金は支払われません。

- 保険契約者*1または被保険者の故意または重大な過失
- 保険金を受け取るべき者*2の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格*3を持たないで自動車を運転している間
 - 酒に酔った状態*4で自動車を運転している間
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*5
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質*6もしくは核燃料物質*6によって汚染された物*7の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9)から(11)までの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (11)以外の放射線照射または放射能汚染

*1 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*2 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*3 運転する地における法令によるものをいいます。

*4 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

*5 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

*6 使用済燃料を含みます。

*7 原子核分裂生成物を含みます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料は東京海上日動火災保険(株)が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上セレクション・物価連動国債 愛称:うんよう博士

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に日本の物価連動国債に投資します。
2. 将来のインフレリスクを回避することにより実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保をめざします。
3. 信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間は、2013年10月以降に発行された物価連動国債全体の加重平均残存期間±3年の範囲内とすることを基本とします。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象として運用する「TMA物価連動国債マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2004年11月17日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年10月26日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.27%(税抜0.25%)
内訳(税抜):委託会社 年0.11%、受託会社 年0.04%、販売会社 年0.1%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・物価連動国債」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・物価連動国債 愛称:うんよう博士

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①物価変動リスク

当ファンドは、主として物価連動国債に投資します。物価連動国債の価額は物価変動の影響を受ける(満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあります)ため、ファンドの基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

②金利変動リスク

債券は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・物価連動国債」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本債券

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に日本の債券に投資します。
2. NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
3. ポートフォリオは、イールド選択(金利選択)、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本の債券を主要投資対象として運用する「TMA日本債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI(総合)

5.信託設定日

2002年1月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.5832%(税抜0.54%)
内訳(税抜): 委託会社 年0.25%、受託会社 年0.04%、
販売会社 年0.25%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本債券

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

③流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に外国の国債に投資します。
2. シティ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
3. ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA 外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

シティ世界国債インデックス
(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.1232% (税抜1.04%)
内訳(税抜): 委託会社 年0.5%、受託会社 年0.04%、
販売会社 年0.5%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054% (上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三菱UFJ インデックス225オープン（確定拠出年金）

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・三菱UFJ インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
- ・株式(株価指数先物取引等を含む)の実質組入比率は、高位を保ちます。(追加設定の影響等により、実質組入比率が一時的に100%を上回る場合があります。)
- ・運用の効率化を図るためおよび当該株価指数への連動をめざすため、株価指数先物取引等を利用します。
- ・株式への直接投資にあたっては、原則として日経平均株価(日経225)採用銘柄のうち180銘柄以上に等株数投資を行います。

2.主要投資対象

「三菱UFJ インデックス225マザーファンド受益証券」(マザーファンドは、主としてわが国の株式に投資を行います。)
 なお、わが国の株式に直接投資することもできます。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への投資は行いません。その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

日経平均株価(日経225)

5.信託設定日

2002年5月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社との合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときこのほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

原則11月5日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額 × 年0.54%(税抜 年0.5%)

内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2592% (税抜 年0.24%)	年0.1944% (税抜 年0.18%)	年0.0864% (税抜 年0.08%)

10.信託報酬以外のコスト

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ②上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三菱UFJ インデックス225オープン（確定拠出年金）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(従前の証券取引法)(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三菱UFJ インデックス225オープン（確定拠出年金）

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象収益等が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、取得申込・解約請求の受付を中止等することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の管理業務等を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク
(価格変動リスク)

当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざしていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格・日経225が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離が生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三菱UFJ インデックス225オープン（確定拠出年金）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(従前の証券取引法)(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. TOPIXに連動する投資成果の達成を目標とします。
2. 東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。
3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本法人の株式を主要投資対象として運用する「TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.648%(税抜0.60%)
内訳(税抜):

- 純資産総額250億円以下の部分:
委託会社 年0.25%、受託会社 年0.09%、
販売会社 年0.26%
- 純資産総額250億円超の部分:
委託会社 年0.26%、受託会社 年0.08%
販売会社 年0.26%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. TOPIXとの連動

当ファンドの投資成果はTOPIXの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- 流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- 東京証券取引所第一部上場銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがTOPIXにおけるウェイトと異なること
- 株式売買手数料等の取引コストを負担すること
- 信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に日本法人の株式に投資します。
- TOPIXをベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.62%(税抜1.5%)
内訳(税抜):委託会社 年0.70%、受託会社 年0.08%、
販売会社 年0.72%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主として外国の株式を主要投資対象とする「TMA外国株式マザーファンド受益証券」に投資します。
2. MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
3. ポートフォリオは、個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主として外国の株式を主要投資対象とする「TMA外国株式マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.7064%(税抜1.58%)
内訳(税抜): 委託会社 年0.7%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.8%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当面年率5%程度以下になることを目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあります。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績は、マイナスとなる可能性があります。

2.主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。(以下の投資制限を設けます)
- ・実質的な内外の株式およびREITへの投資比率は純資産総額の50%以内
- ・実質的な外貨のエクスポージャーは純資産総額の50%以内
- ・為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2012年2月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)。

9.信託報酬

純資産総額に年0.864%(税抜年0.80%)以内の率を乗じて得た額

2016年11月10日現在 年0.864%(税抜年0.80%)

内訳(税抜):委託会社 0.40%、販売会社 0.35%、
受託会社 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

24.基準価額の主な変動要因等

(つづき)

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保障・約束するものではありません。

マイストーリー・株25(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率(ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。)は、国内株式17%程度、外国株式8%程度および世界債券75%程度としています。優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

2.主要投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。
国内株式:東証株価指数(TOPIX)
外国株式:MSCI KOKUSAIインデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)
国内債券および外国債券:パークレイズ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)

東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他の知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。「パークレイズ・グローバル総合インデックス」は、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。(注)資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

5.信託設定日

2001年11月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解除し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年8月29日(ただし、8月29日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.594%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額

(2016年5月19日現在、実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値: 1.15%±0.10%程度)

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
 - ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
 - ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用
 - ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株25(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

1万口につき基準価額に0.25%の率を乗じて得た額

16.収益分配

原則、毎年8月29日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求等を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。
*基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

(次ページへ続く)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株25(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24.基準価額の主な変動要因等

＜その他の留意点＞

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 - ・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
 - ・ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
 - ・有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
 - ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
 - ・ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
 - ・ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)となるよう意識して投資信託証券への配分を行いますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。
 - ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率(ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。)は、国内株式34%程度、外国株式16%程度および世界債券50%程度としています。優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

2.主要投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。
国内株式:東証株価指数(TOPIX)
外国株式:MSCI KOKUSAIインデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)
国内債券および外国債券:バークレイズ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)

東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。「バークレイズ・グローバル総合インデックス」は、バークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。(注)資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

5.信託設定日

2001年11月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解除し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年8月29日(ただし、8月29日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.594%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額
(2016年5月19日現在、実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値: 1.20%±0.15%程度)

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
 - ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
 - ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用
 - ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

1万口につき基準価額に0.25%の率を乗じて得た額

16.収益分配

原則、毎年8月29日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求等を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。
*基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

(次ページへ続く)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24.基準価額の主な変動要因等

＜その他の留意点＞

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

・ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

・有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

・ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)となるよう意識して投資信託証券への配分を行いますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株75(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率(ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。)は、国内株式45%程度、外国株式30%程度および世界債券25%程度としています。優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

2.主要投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

国内株式:東証株価指数(TOPIX)

外国株式:MSCI KOKUSAIインデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)

国内債券および外国債券:バークレイズ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)

東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他の知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「バークレイズ・グローバル総合インデックス」は、バークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

(注)資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

5.信託設定日

2001年11月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解除し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年8月29日(ただし、8月29日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.594%(税抜年0.55%)の率を乗じて得た額

(2016年5月19日現在、実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値:1.30%±0.15%程度)

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
 - ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
 - ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用
 - ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株75(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

1万口につき基準価額に0.25%の率を乗じて得た額

16.収益分配

原則、毎年8月29日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求等を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。
*基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

(次ページへ続く)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイストーリー・株75(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24.基準価額の主な変動要因等

＜その他の留意点＞

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 - ・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
 - ・ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
 - ・有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
 - ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
 - ・ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
 - ・ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)となるよう意識して投資信託証券への配分を行いますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。
 - ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
2. 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本としますが、基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREITの比率を引き下げ、引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。
3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」「TMA日本REITマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2014年11月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回るようになった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年7月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.9072%(税抜0.84%)
内訳(税抜):委託会社 年0.41%、
受託会社 年0.02%、販売会社 年0.41%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年64.8万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式、公社債およびREIT等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場、債券市場およびREIT市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときは直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス30

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.026%(税抜0.95%)
内訳(税抜):委託会社 年0.43%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.44%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス30

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス50

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.2312%(税抜1.14%)
内訳(税抜):委託会社 年0.52%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.54%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス50

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス70

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.4148%(税抜1.31%)
内訳(税抜):委託会社 年0.6%、受託会社 年0.08%、
販売会社 年0.63%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス70

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。